

認定対象者氏名： 健保 花子 続柄： 妻

【誓約事項】

Ⅰ. 私（被保険者）は、認定対象者の主たる生計維持者であることに間違いありません。

なお、認定対象者の主たる生計維持者に変更が生じた場合はすみやかに報告します。

(被扶養者の範囲は、「主として被保険者により生計を維持しているもの」と定められており、夫婦共同扶養の場合は、収入が多い方が被扶養者とするのが原則です。)

Ⅱ. 以下1～3の記載内容に変更が生じた場合はすみやかに報告します。

また、変更に伴い、認定対象者が被扶養者の認定要件を充足しなくなった場合には、速やかに被扶養者の削除手続きを行います。

(例) 認定対象者が、事由発生日以降に、雇用保険基本手当（以下、雇用保険（失業給付））や、年金（公的年金・任意保険からの個人年金を含む）を受給する場合等

Ⅲ. 以下1～3の記載内容に変更又は相違があり、遡及して被扶養者の資格の認定を取り消すこととなった場合も異義申し立ていたしません。

また、資格の認定が取り消しとなった期間にジブラルタ健康保険組合が負担した医療費・健診費用等については返還します。

(例) 認定対象者が、事由発生日以降に、傷病手当金や出産手当金を受給する場合等

記入日： 2026 年 7 月 1 日 健康保険記号-番号： 1 - 0 被保険者氏名(自署)： 健保 太郎

◆以下、1・2は、該当する場合のみご回答ください。裏面の3は、当健保組合等から案内された場合のみご回答ください。

1.【扶養理由：退職】の方のみ

雇用保険（失業給付）の今後の受給有無等について、該当するものに☑またはご記入ください。

在職時に雇用保険に加入していましたか？		※以下のケースに当てはまらない場合は、当健保組合までお問い合わせください。	
☒ はい	☐ いいえ		
雇用保険（失業給付）を受給しますか？ ※1		公務員の「失業者の退職手当」を受給しますか？ ※1	
☒ はい	☐ いいえ (求職活動をしない・加入期間不足等で受給資格がない等)	☐ はい	☐ いいえ (求職活動をしない・加入期間不足等で受給資格がない等)
求職申込(予定)年月日		申込(予定)年月日	
2026 年		年	
7 月 1 日		月 日	
①		④	
延長理由を以下から選択してください		延長理由を以下から選択してください	
☐ 妊娠・出産・育児のため ※2 → 出産手当金は（ ☐ 受給する ☐ 受給しない）		☐ 妊娠・出産・育児のため ※2 → 出産手当金は（ ☐ 受給する ☐ 受給しない）	
☐ 病気・けが等のため → 傷病手当金は（ ☐ 受給する ☐ 受給しない）		☐ 病気・けが等のため → 傷病手当金は（ ☐ 受給する ☐ 受給しない）	
☐ 介護などその他の事情による ()		☐ 介護などその他の事情による ()	
延長手続き（予定）年月日		延長手続き（予定）年月日	
年 月 日		年 月 日	
③		⑥	

※1 基本手当日額と他の収入の合計金額（日額）が次の金額の場合は、受給開始日から被扶養者削除の手続きが必要となります。

- (A)60歳未満の方（(B)を除く）：3,612円以上
(B)19歳以上23歳未満の方(配偶者を除く)：4,167円以上
(C)60歳以上又は障がいのある方：5,000円以上

※雇用保険受給資格者証（表面）イメージ

19. 基本手当日額

※2 認定後に出産手当金・傷病手当金の受給が発覚した場合、受給金額により認定取消となる場合があります。傷病手当金受給終了後に障害年金を受給する場合、他の収入と合計して年間180万円未満であれば、被扶養者として原則認定可能です。

添付書類 ※退職後に収入がある場合は別途、収入確認書類も必要です。	①	②	③	④	⑤	⑥
健康保険資格喪失証明書（原本） ※国民健康保険に加入していた際は提出不要です。	○	○	○	○	○	○
離職票-1、-2（写） 又は 雇用保険資格喪失確認通知書（写）	○	○	○			
雇用保険受給資格者証（表・裏）（写）	○					
給与明細（写）等、雇用保険料が発生していないことがわかる書類 ※原則直近3ヵ月以内のもの1ヵ月分				○	○	○
辞令書・源泉徴収票等、退職・辞職がわかる書類（写）				○	○	○
公務員の「失業者の退職手当」の受給資格証（写）				○		
受給期間延長通知書（写）等、延長したことが分かる書類			○			○
雇用保険（失業給付）の場合：受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高齢雇用継続給付延長通知書						

※ご状況に応じて添付書類が変更になる場合があります。

2. 発行に時間がかかる等、「被扶養者届（認定申請用）」と同時に提出できない書類がある場合のみご記入ください。

下記書類を後送いたします。 提出予定日： 2026 年 7 月 20 日

↑「被扶養者届」の届出申請日から1ヶ月前後の日付にてご記入いただき、記入いただいた「提出予定日」までに当健保組合にご提出ください。

【後送するものに☑を入れてください。なお、書類完備後に認定可否の審査となる場合があります】

- ☐ 離職票-1、-2（写）又は 雇用保険資格喪失確認通知書（写）
☒ 雇用保険受給資格者証（表・裏）（写）
☐ 給与明細（写）等、雇用保険料が発生していないことがわかる書類 ※原則直近3ヵ月以内のもの1ヵ月分
☐ 辞令書・源泉徴収票等、退職・辞職がわかる書類（写）
☐ 公務員の「失業者の退職手当」の受給資格証（写）
☐ 受給期間延長通知書（写）等、延長したことが分かる書類 ※雇用保険（失業給付）の場合：受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高齢雇用継続給付延長通知書
☐ その他 []

3.【案内された方のみご記入ください】

認定対象者を被扶養者とする必要がある具体的な理由をご記入ください。

(現在のご状況および今後の見込みについて、具体的に記入してください)

【ご参考：被扶養者認定の要件】

同居の場合	別居の場合
対象者の年収が130万円（19歳以上23歳未満の方《配偶者を除く》は150万円、60歳以上又は障がいのある方は180万円）未満で、被保険者の収入の1/2未満であること	対象者の年収が130万円（19歳以上23歳未満の方《配偶者を除く》は150万円、60歳以上または障がいのある方は180万円）未満で、被保険者の収入の1/2未満であること、またその額を上回る被保険者からの仕送りがあること

■ 関連条文

健康保険法第197条2項
保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。）又は保険給付を受けるべき者に、保険者又は事業主に対して、この法律の施行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

健康保険法第217条
被保険者又は保険給付を受けるべき者が、正当な理由がなく第197条第2項の規定に違反して、申出をせず、若しくは虚偽の申出をし、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は文書の提出を怠ったときは、10万円以下の過料に処する。

*「保険者」とは、健康保険組合等を指します